

# 第25回 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2021年9月28日（火曜日）  
午前10時（午前9時30分開場）

## 場所

東京都中央区京橋三丁目1番1号  
東京コンベンションホール  
(東京スクエアガーデン 5階)

●末尾の会場ご案内図をご参照ください。

## 目次

第25回定時株主総会招集ご通知 .....	2
株主総会参考書類 .....	6
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
第3号議案 取締役に対する株式報酬等の 額及び内容決定の件	

### (添付書類)

事業報告 .....	16
連結計算書類 .....	34
計算書類 .....	37
監査報告書 .....	40



### ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルスの感染拡大が続いています。多くの株主の皆様が集まる**株主総会**は、**集団感染のリスクがあります**。議決権の行使は書面またはインターネットにより行い、当日のご来場は、感染の回避のため自粛をご検討ください。

また、**株主総会へご出席の株主様へのお土産は取りやめ**させていただいております。

## 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年から感染が拡大している新型コロナウイルスによる影響を受けられた方々に、心よりお見舞いを申し上げます。



私たちエフオングループは、エネルギーの利用と供給の両面から、現代の社会が求める合理性と安全を追求していくことを目的とし、省エネルギー支援、木質バイオマス発電、電力小売の3つの事業を展開しております。

2021年6月期は、木質バイオマス発電事業において白河発電所、日田発電所、豊後大野発電所が順調に稼働し、壬生発電所は初めて通年での業績寄与となりました。2022年は新宮発電所の立ち上げに尽力してまいります。また、私たちは木質バイオマス発電の上流である山林経営にも着手しており、木質燃料の自社生産を通じて、継続的な発電所運営を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

株式会社エフオン  
代表取締役社長 島崎 知格

証券コード 9514  
2021年9月7日

株 主 各 位

東京都中央区京橋三丁目1番1号  
株式会社エフオン  
代表取締役社長 島崎 知 格

## 第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただき、極力、当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年9月27日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時	2021年9月28日（火曜日）午前10時（午前9時30分開場）
2 場 所	東京都中央区京橋三丁目1番1号 東京スクエアガーデン 5階 東京コンベンションホール (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3 株主総会の目的である事項	<b>報告事項</b> 1. 第25期（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第25期（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日） 計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件
4 その他議決権の行使に関する事項	代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。
5 その他本招集ご通知に関する事項	本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第13条の規定に基づき当社ホームページ（ <a href="http://www.ef-on.co.jp/">http://www.ef-on.co.jp/</a> ）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

1. 事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ef-on.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
2. 当日の株主総会にて議決権を行使される株主様は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。その際には、議決権行使書用紙を切り離さないようご注意ください。
3. 会場には株主様のみが入場できます。新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止のため控え室のご準備はございませんのでご注意ください。

## 新型コロナウイルス感染防止に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

### 株主様へのお願い

- ・当日は株主様の健康状態にかかわらず、極力、株主総会へのご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
- ・議決権は書面またはインターネットにて、事前にご行使いただけますのでご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会にご出席される株主様におかれましては、マスクの着用などの感染防止にご配慮いただきご来場くださいますようお願い申し上げます。
- ・会場の座席は従来よりも間隔を空けた配置とさせていただきます。株主総会にご出席される株主様におかれましては、充分なお席が確保できない可能性がございます。ご不便をおかけする場合は、何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

### 当社の対応について

- ・株主総会会場において、感染予防のための策を講じる場合がございます。
- ・当日は、受付にて体温を確認させていただき、発熱が確認された株主様、体調不良と見受けられる株主様、また、マスクを着用されない株主様のご入場をお断りし、お帰りいただく場合がございますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ・運営スタッフは、マスクを着用してご対応させていただきます。
- ・今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<http://www.ef-on.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。



## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p><b>株主総会にご出席する方法</b></p> <p>当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。</p> <p>株主総会開催日時</p> <p><b>2021年9月28日(火曜日)</b> <b>午前10時</b></p>	 <p><b>書面(郵送)により議決権を行使する方法</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p><b>2021年9月27日(月曜日)</b> <b>午後5時到着分まで</b></p>	 <p><b>インターネットにより議決権を行使する方法</b></p> <p>次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p><b>2021年9月27日(月曜日)</b> <b>午後5時入力完了分まで</b></p>
--	---	--

※ご来場の際は、マスクの着用などの新型コロナウイルスの感染防止にご配慮いただきますようお願い申し上げます。  
マスクを着用されない株主様の株主総会会場へのご入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

**議決権行使書** 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 冊

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日


〇〇〇〇〇〇

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

**第1、3号議案**

- 賛成の場合 >> **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 >> **「否」** の欄に○印

**第2号議案**

- 全員賛成の場合 >> **「賛」** の欄に○印
- 全員反対する場合 >> **「否」** の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 反対する候補者の番号をご記入ください。

書面による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法により、複数回、議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

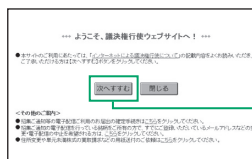
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

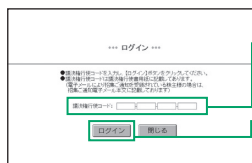
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

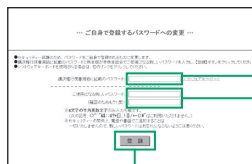
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社グループの木質バイオマス発電事業、山林事業、電力小売事業の業容拡大に伴う人員増加より、グループ会社を統括する機能の充実及び業務効率の向上を目指すものです。なお、本定款の一部変更の効力は、本店移転日に生ずるものとする旨の附則を設け、効力発生日経過後はこれを定款から削除することといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>中央区</u>に置く。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>千代田区</u>に置く。</p> <p>附則  <u>第3条(本店の所在地)の変更は、2021年12月25日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は第3条の定款変更の効力発生をもって、これを削除する。</u></p>

## 第2号議案 取締役9名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役8名全員が任期満了となりますので、改めて取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位
1	島崎知格 <span>再任</span>	代表取締役社長
2	長澤睦 <span>再任</span>	常務取締役
3	小池久士 <span>再任</span>	常務取締役
4	藤井康太郎 <span>再任</span>	取締役
5	佐藤祐二 <span>新任</span>	—
6	須藤博 <span>新任</span>	—
7	鈴木信一 <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	社外取締役
8	皆川則雄 <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	社外取締役
9	佐古麻衣子 <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	社外取締役



<参考>取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリックス）

※各候補者が有するすべての専門性と経験を表すものではありません。

企業経営	財務・会計・ファイナンス	コンプライアンス・リスクマネジメント	長期展望・戦略思考	サステナビリティ経営思考	当社事業マネジメント	人材マネジメント
○	○	○	○	○	○	
○		○	○	○	○	○
○	○	○	○			○
○		○	○	○	○	○
		○	○	○	○	
		○	○	○	○	
○		○	○	○		
○	○	○	○	○		
○		○	○	○		

候補者  
番号

1

再任

しま ざき とも ただ  
**島崎 知格**  
(1962年8月27日生)

所有する当社の株式数  
24,000 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2002年 9 月 三菱証券株式会社 部長代理  
2005年 6 月 当社経営企画部配属  
2006年 9 月 当社取締役  
2008年 5 月 当社代表取締役社長（現任）

【選任理由】

同氏を取締役候補者とした理由は、代表取締役として、経営全般統轄の任務を通じ、豊富な経験・実績を有しており、事業経営に精通していることから、引き続きその豊富な経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

候補者  
番号

2

再任

なが さわ まこと  
**長澤 睦**  
(1969年1月9日生)

所有する当社の株式数  
0 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1992年 4 月 大成設備株式会社入社  
2011年10月 当社技術統括部配属  
2013年 5 月 当社技術総括部長  
2015年 9 月 当社取締役 技術統括部長  
2016年10月 当社取締役 事業部門管掌兼技術統括部長兼環境エネルギー部長  
2019年 9 月 当社執行役員 事業部門管掌兼技術統括部長兼環境エネルギー部長  
2020年 9 月 当社常務取締役 技術統括部長兼環境エネルギー部長（現任）

【選任理由】

同氏を取締役候補者とした理由は、当社の事業基盤である発電所の開発業務に豊富な経験・実績を有しており、その職務経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

候補者  
番号

3

再任

こ いけ ひさ ひと  
**小池 久士**  
(1961年5月18日生)

所有する当社の株式数  
51,000 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2003年 5 月 株式会社共立メンテナンス  
管理本部グループ経営部副部長兼KMG経理センター室長  
2006年10月 当社経理部長  
2009年 9 月 当社取締役 財務経理部長  
2011年 3 月 当社取締役 管理本部長  
2011年 9 月 当社常務取締役 管理本部長  
2013年10月 当社常務取締役 管理部門管掌（現任）

【選任理由】

同氏を取締役候補者とした理由は、取締役として、当社管理部門において豊富な経験・実績を有しており、引き続きその職務経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

候補者  
番号

4

再任

ふじい こうたろう  
**藤井 康太郎**  
(1964年3月26日生)

所有する当社の株式数  
4,800 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1997年4月 コパル電子株式会社 営業本部南関東マネージャー  
2005年4月 当社電力ビジネス事業部長  
2007年4月 当社E S C O事業部門長  
2007年10月 株式会社ヴェリア・ラボラトリーズ 常務取締役  
2013年9月 同社取締役副社長  
2016年5月 当社入社 技術統括部配属  
株式会社エフバイオス出向 豊後大野事業所長  
2016年9月 当社取締役 株式会社エフバイオス 豊後大野事業所長  
2017年7月 当社取締役 株式会社エフバイオス 日田事業所長  
2019年9月 当社取締役 株式会社エフバイオス 執行役員  
壬生発電所準備室室長  
2020年1月 当社取締役 株式会社エフバイオス 執行役員 壬生事業所長  
2020年6月 当社取締役 電力企画部長  
2020年9月 当社取締役 電力事業部長（現任）

【選任理由】

同氏を取締役候補者とした理由は、省エネルギー事業や電力事業に精通しており、同分野において豊富な経験・実績を有していることから、引き続きその職務経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

候補者  
番号

5

新任

さとう ゆうじ  
**佐藤 祐二**  
(1969年10月28日生)

所有する当社の株式数  
0 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1992年4月 三造環境エンジニアリング株式会社入社  
2006年5月 株式会社エフバイオス入社  
2015年12月 同社日田事業所長  
2017年7月 同社豊後大野事業部長  
2021年1月 同社豊後大野事業所長兼壬生事業所統括部長  
2021年6月 同社新宮発電所準備室室長（現任）

【選任理由】

同氏を取締役候補者とした理由は、当社の連結子会社である発電事業所長として豊富な経験・実績を有しており、その職務経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者  
番号

6

新任

すとう ひろし  
須藤 博

(1974年8月26日生)

所有する当社の株式数  
0 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2013年 9月 協和木材株式会社 山林部副部長  
2016年 11月 同社東京営業所副所長  
2017年 9月 株式会社エフパイオス入社  
2017年 10月 同社山林部林業課 課長代理  
2019年 10月 同社山林事業部長  
2020年 7月 同社執行役員 山林事業部長（現任）

【選任理由】

同氏を取締役候補者とした理由は、山林事業に精通しており、当社の連結子会社である株式会社エフパイオスの執行役員及び山林事業部長として豊富な経験・実績を有していることから、職務経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

候補者  
番号

7

再任

社外

独立

すず き しん いち  
鈴木 信一

(1962年2月25日生)

所有する当社の株式数  
0 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1995年 4月 弁護士登録  
松下照雄法律事務所 入所  
2000年 5月 鈴木信一法律事務所 代表  
2004年 6月 HCアセットマネジメント株式会社 監査役（現任）  
2006年 3月 幸橋法律事務所代表（現任）  
2008年 6月 ばんせい証券株式会社 監査役  
2008年 7月 ピーシーフェーズ株式会社 監査役  
2010年 9月 当社社外取締役（現任）

【選任理由及び期待される役割の概要】

同氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士及び社外監査役としての豊富な知識と経験を備えており、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

候補者  
番号

8

再任

社外

独立

みな がわ のり お  
皆川 則雄

(1949年6月1日生)

所有する当社の株式数  
0 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1998年 7月 日商岩井株式会社 東京本社ALM管理室副室長  
2002年 10月 株式会社ダイアナ 取締役管理本部長兼財務部長  
2010年 1月 フジ日本精糖株式会社 監査室長  
2010年 6月 ユニテックフーズ株式会社 監査役  
2013年 9月 当社常勤社外監査役  
2018年 9月 当社社外取締役（現任）  
2020年 2月 医療法人社団玲和会 理事（現任）

【選任理由及び期待される役割の概要】

同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり財務、経理業務に携わられ、財務及び会計に関する相当程度の知見と企業経営に関する豊富な知識と経験を有していることや、これまで当社の社外監査役としての経験があり、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

さこ まいこ  
佐古 麻衣子

(1980年11月21日生)

所有する当社の株式数  
0 株

## 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2008年12月 弁護士登録  
 2009年1月 霞が関法律会計事務所 入所  
 2013年10月 霞が関法律会計事務所 ジュニアパートナー  
 2015年3月 桜田通り総合法律事務所 ジュニアパートナー  
 2018年9月 当社社外取締役 (現任)  
 2020年2月 桜田通り総合法律事務所 パートナー (現任)

## 【選任理由及び期待される役割の概要】

同氏を社外取締役候補者とした理由は、社外役員となる以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識を有しており、法律専門家としての客観的立場から引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木信一氏、皆川則雄氏及び佐古麻衣子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は鈴木信一氏、皆川則雄氏及び佐古麻衣子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、再任が承認された場合引き続き独立役員とする予定であります。
4. 鈴木信一氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって11年となります。皆川則雄氏及び佐古麻衣子氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。
5. 鈴木信一氏、皆川則雄氏及び佐古麻衣子氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。再任が承認された場合当該契約を継続する予定であります。

## 1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「固定報酬」のみで構成されていますが、本議案は、当社の取締役（下記のとおり、社外取締役を除きます。）を対象に、新たに株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、2018年9月26日開催の第22回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額240百万円（うち社外取締役については年額40百万円）以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、新たな株式報酬を、2022年6月末日で終了する事業年度から2024年6月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対して支給するというものです。

本制度の導入目的は上記のとおりであり、当社は2021年2月10日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めているところ、その概要は事業報告26頁に記載のとおりであります。本制度は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。

なお、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、一部の当社子会社の取締役、及び当社子会社と委任契約を締結している執行役員（以下、総称して「子会社取締役等」といいます。）に対しても同様の株式報酬制度を導入する予定です。

## 2. 本制度における報酬等の額・内容等

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役を除く。）
② 対象期間	2022年6月末日に終了する事業年度から 2024年6月末日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金144百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり80,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じて算出される数のポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

### (2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約3年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金144百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、子会社取締役等に対して本制度と同様の株式報酬制度を導入した場合には、同制度に基づき当該子会社取締役等に交付するために必要な当社株式の取得資金もあわせて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を3事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金48百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役員等に応じて算出される数のポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり80,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役が原則としてその退任時に所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上



(添付書類)

## 事業報告 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

### 1 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大に対し、度重なる緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置を発出し、ワクチン接種を迅速に進める等の対策を行っていましたが、依然として感染拡大に歯止めがかからず飲食やイベント、旅行業界等は多大な影響を受けている状況が続いております。

当業界においては、電気事業法等の一部を改正する法律（エネルギー供給強靱化法）が2020年6月に成立し強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るため、また、自然災害による停電等に迅速に対応できるよう主要送電線の整備を進めることとなったほか、「2050年カーボンニュートラル」の実現にむけ、各行政機関が具体的な取組みに関する方針の策定に着手し、民間では再生可能エネルギー電気の利用に関心が集まりつつあります。一方、卸電力市場では年末から取引単価が高騰し市場電力を利用する新電力事業者の業績に多大な影響が生ずる事態となりました。

このような状況のもと、当社グループの発電事業においては、第2四半期にエフオン白河、エフオン日田発電所が第3四半期にエフオン壬生、第4四半期にエフオン豊後大野がそれぞれ年次点検を実施し約2週間の計画停止を行っております。このほか、エフオン壬生で第1四半期に1週間弱、第4四半期に4日程度の計画外停止が発生いたしましたが、当連結会計年度の業績全体に対する影響は少なく各発電所ともに想定した稼働を維持することができました。壬生発電所が通年の送電となったことで対前年比較では大幅な増収の結果となりました。一方、当連結会計年度では既存発電所の販売先変更によるプレミアム廃止に伴い収益に関して前年を下回る結果となりました。新宮発電所は、現在、タービン建屋、復水器、燃料倉庫等の主要な設備が建ち上がり配管や補器類の組付けに進んでおります。稼働に向けた人員の教育を既存発電所において分散して実施し、このため、経費が先行して発生しております。また、各発電所では新型コロナウイルス感染防止に最大限の注意を払い、各発電所の安定的な稼働を推進するため必要な情報の共有や燃料品質の向上に関する新たな取組み、所内電力の低減を含め、さらなるノウハウの研鑽に継続して注力しております。新宮発電所で将来使用する燃料について、和歌山県産材を中心に原木の状態での確保を実施し、新たな仕入先の拡充に順次取組んでいるほか、山林事業との協業を進める上で必要となる林地の取得を鋭意推進中であります。

省エネルギー支援サービス事業では、オンサイト自家発電プロジェクトが当初設置より相当の期間が経過し満期終了となるものが近年増加しております。満期終了を迎え対前年比較ではプロジェクト自体の売上高は減少しておりますが、設備関連の売上を計上したことで外部顧客に対する売上高は前

年同様の水準となりました。

また、当社グループではグループ内の木質バイオマス発電所で発電した電力に環境付加価値を付加して顧客へ販売する事業を開始いたしました。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高13,144百万円（前年同期比7.6%増）、営業利益2,584百万円（前年同期比11.7%減）、経常利益2,397百万円（前年同期比15.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,673百万円（前年同期比4.8%減）となりました。

#### （省エネルギー支援サービス事業）

当連結会計年度において、第1四半期に計上した省エネルギー設備の改修、整備に関する売上に加え、既存プロジェクトの売上も堅調に推移いたしました。新規案件については、新型コロナウイルス感染拡大防止措置により顧客との細部調整に時間を要することとなり、次年度へ継続して推進することとなりました。グループ内発電所建設に係るセグメント間の内部売上高については、連結子会社のエフオン新宮での工事進行基準売上を計上しております。

当連結会計年度の本事業セグメントの業績は、売上高では7,975百万円（前年同期比38.6%増）、営業利益52百万円（前年同期比224.3%増）となりました。

#### （グリーンエネルギー事業）

当連結会計年度におけるグリーンエネルギー事業は、壬生発電所で計画外停止が発生したものの同発電所の業績が通年で寄与し大幅な増収となりました。各発電所は所定の定期点検を実施し、一部、所内電力の省エネルギー化に取組み順調に稼働いたしました。前年との比較では、既存発電所の販売先変更によるプレミアム廃止に伴い売電単価が相当程度低下したことや、新規発電所の要員確保、山林事業の大型設備導入に伴う減価償却費の増加等で費用が増加し収益面では前年を下回る結果となりました。

当連結会計年度の本事業セグメントの業績は、売上高で12,642百万円（前年同期比7.7%増）、営業利益2,670百万円（前年同期比9.9%減）となりました。

各事業セグメントにおける外部取引に係る業績は下記のとおりです。

(単位：百万円)

事業区別	連結売上高	連結営業利益
省エネルギー支援サービス事業	482	52
グリーンエネルギー事業	12,570	2,670
その他事業	91	△111
全社(共通)	-	△26
合計	13,144	2,584

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は1,280百万円で、その主なものは次のとおりであります。

### イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

グリーンエネルギー事業	(株)エフバイ奥斯	木質チップ製造設備、山林事業機械
	(株)エフオン壬生	木質バイオマス発電所設備

### ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

グリーンエネルギー事業	(株)エフバイ奥斯	木質チップ製造設備
	(株)エフオン新宮	木質バイオマス発電所設備

### ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

省エネルギー支援サービス事業	(株)エフオン	オンサイト自家発電設備の売却
----------------	---------	----------------

### (3) 対処すべき課題

当連結会計年度は、新型コロナウイルスの感染拡大が再発し当社グループにおいては発電所運営に支障のないよう人の移動制限や本社機能については在宅勤務等の施策を前年に引続き実施しております。各施設での感染防止策はもとより、罹患者が発生した場合に備え各発電所を相互に扶助する緊急対応策を策定しております。これらの経験を踏まえ、感染症リスクに対応する体制の維持は、最も重要な課題であると考えます。

当社グループの主力事業であるグリーンエネルギー事業では、未利用木材利用率をさらに向上させ併せて燃費の向上に努めるとともに、高稼働率維持を目標としてきめ細やかな点検、保全の実施を継続し、安定稼働を実現してまいります。また、山林事業では、新たな施業地の獲得や人員の確保、教育に注力するとともに、各発電所に付帯するチップ加工センターの生産量の向上のほか、発電所の運営に連携して原木貯蔵時の含有水分量の低減に挑戦してまいります。このため、これらを担う専門的な人員の確保、教育、リモートでの業務の実践を継続することが重要な経営課題であると考えております。

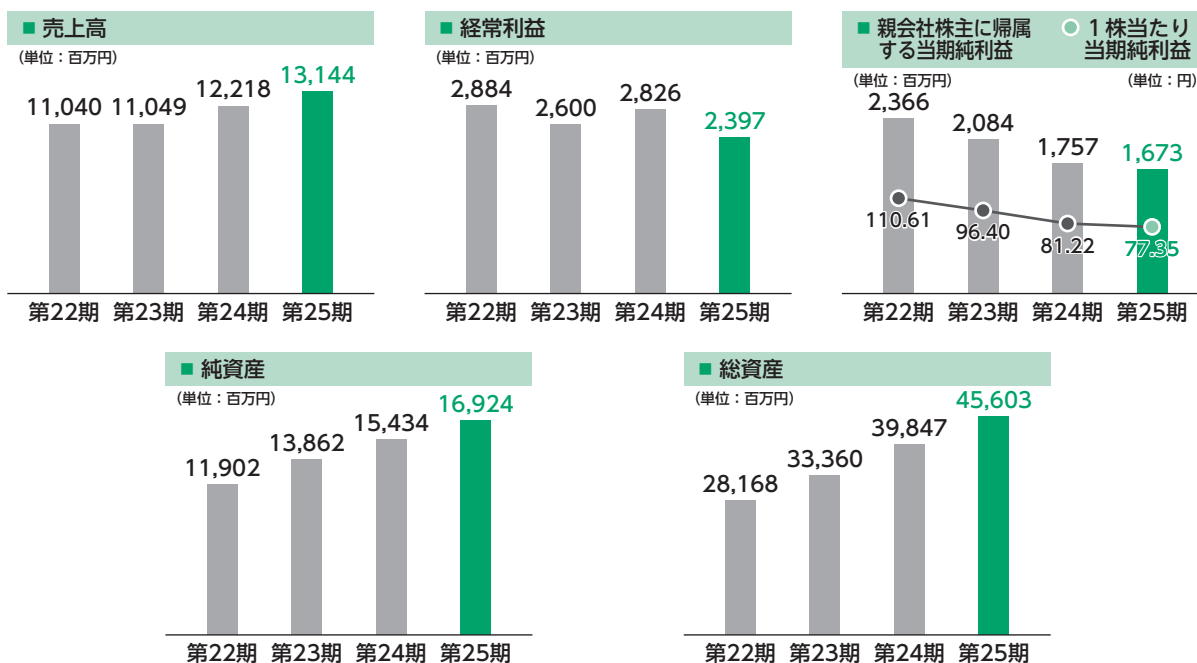
エフオン新宮で建設中の新たな木質バイオマス発電所は、同発電所の稼働に必要な事業環境の構築、整備について、最も重要な課題と認識しております。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	期 別	第22期 (2018年6月期)	第23期 (2019年6月期)	第24期 (2020年6月期)	第25期 (当連結会計年度) (2021年6月期)
売 上	高	11,040	11,049	12,218	13,144
経 常	利 益	2,884	2,600	2,826	2,397
親会社株主に帰属する当期純利益		2,366	2,084	1,757	1,673
1株当たり当期純利益		110円61銭	96円40銭	81円22銭	77円35銭
純 資 産		11,902	13,862	15,434	16,924
総 資 産		28,168	33,360	39,847	45,603

(注) 2018年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき1.2株の割合で分割しております。当該株式分割が第22期の期首に行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。



## (5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社エフオン日田	495百万円	100.00%	木質バイオマス発電事業
株式会社エフオン白河	441百万円	100.00%	木質バイオマス発電事業
株式会社エフオン豊後大野	450百万円	100.00%	木質バイオマス発電事業
株式会社エフオン壬生	1百万円	100.00%	木質バイオマス発電事業
株式会社エフオン新宮	1百万円	100.00%	木質バイオマス発電事業
株式会社エフバイオス	10百万円	100.00%	バイオマス燃料販売、 発電所運営受託事業
ソレイユ日田株式会社	10百万円	100.00%	太陽光発電所運営管理事業

## (6) 主要な事業内容（2021年6月30日現在）

### ①省エネルギー支援サービス事業

省エネルギー支援サービス事業とは、企業等の顧客設備の省エネルギー及び再生可能エネルギーの導入を支援するサービスです。顧客企業のエネルギー使用実態を調べ、省エネルギーの診断を行うとともに、診断結果に基づいて、実際の省エネルギー対策設備及びシステムの設計や施工、その後の運用までを一貫して行います。また、総合エネルギーマネジメントとして、顧客企業のエネルギー使用状況の把握、削減計画の策定、運用・設備改善の実施、削減状況の測定といったサービスのほか、再生可能エネルギーの導入支援、二酸化炭素の管理・削減のコンサルティング等のサービスを提供しております。

## ②グリーンエネルギー事業

グリーンエネルギー事業は、再生可能な自然エネルギーを電力に転換する事業です。二酸化炭素の排出削減等の社会的な環境改善ニーズに対応し、再生可能エネルギーの中で特に木質バイオマス

(注) をエネルギー源とした環境価値の高い発電所の開発、建設及び運営を行います。当社グループでは、現在、F I Tの設備認定を受けたエフオン日田、エフオン白河、エフオン豊後大野、エフオン壬生の木質バイオマス発電所が稼働しております。また、新設の木質バイオマス発電所として、現在、和歌山県新宮市にて建設を推進しております。木質バイオマス発電所の運営及び木質バイオマス燃料供給に関しては、その専門会社としてエフバイオスが当たり、廃木質材や森林資源の有効活用を通じてグリーンエネルギー事業の中核を担っております。

(注) 木質バイオマス

バイオマスとは、生物資源 ( b i o ) の量的 ( m a s s ) を表す概念で「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」とされています。

木質バイオマスは、樹木に由来する有機物であって、エネルギー源として利用できるものをいいます。

当社グループが手掛ける新エネルギーによる発電事業は、製材所や木工加工メーカー等から排出される廃材や、建築解体現場から排出される建築廃材等を、選別、破砕した木質チップを発電用燃料とするものです。バイオマス資源は、植物が光合成によって空気中の二酸化炭素を取り込んで成長するため、バイオマスの燃焼により放出される二酸化炭素は、地球規模において二酸化炭素のバランスを崩さない「カーボン・ニュートラル」であるとされています。また、バイオマス資源は、石油などの化石燃料とは違い、適正な管理を行えば半永久的に枯渇することなく利用可能な「再生可能資源」として注目されています。

## (7) 主要な営業所及び工場 (2021年6月30日現在)

当 社	本 社：東京都中央区京橋三丁目1番1号
子 会 社	(株)エフオン日田 : 大分県日田市
	(株)エフオン白河 : 福島県白河市
	(株)エフオン豊後大野 : 大分県豊後大野市
	(株)エフオン壬生 : 栃木県下都賀郡
	(株)エフオン新宮 : 東京都中央区
	(株)エフバイオス : 東京都中央区
	ソレイユ日田(株) : 大分県日田市

## (8) 使用人の状況 (2021年6月30日現在)

企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
省エネルギー支援サービス事業	3名	3名減
グリーンエネルギー事業	221名	42名増
その他事業	7名	7名増
全社(共通)	17名	2名減
合計	248名	44名増

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時従業員(パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員)は含んでおりません。  
2. グリーンエネルギー事業の使用人数増加は、主に発電所勤務者の人員増強であります。

## (9) 主要な借入先の状況 (2021年6月30日現在)

借入先	借入金残高(単位:百万円)
株式会社日本政策金融公庫	6,088
株式会社三菱UFJ銀行	5,445
株式会社三井住友銀行	4,712
株式会社みずほ銀行	3,243
株式会社横浜銀行	3,072

## (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2 会社の株式に関する事項

### 株式の状況（2021年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数： 69,840,000株
- ② 発行済株式の総数： 21,636,579株
- ③ 株主数： 9,208名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本テクノ株式会社	7,049,280株	32.58%
光通信株式会社	2,054,000株	9.49%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,535,200株	7.10%
STATE STREET BANK AND TRUST C LIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 5 05002	645,600株	2.98%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	586,400株	2.71%
株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	382,500株	1.77%
株式会社UH Partners 2	264,200株	1.22%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	240,000株	1.11%
RBC ISB LUX NON RES/DOM RATE -UC ITS CLIENTS ACCOUNT -MIG	239,200株	1.11%
SMB C日興証券株式会社	236,100株	1.09%

### 3 会社役員 の 状況

#### (1) 会社役員 の 状況

取締役及び監査役の状況 (2021年6月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	島 崎 知 格	
常 務 取 締 役	長 澤 睦	技術統括部長兼環境エネルギー部長
常 務 取 締 役	小 池 久 士	管理部門管掌
取 締 役	藤 井 康 太 朗	電力事業部長
取 締 役	金 田 英 樹	株式会社エフバイオス 執行役員 燃料事業部長
取 締 役	鈴 木 信 一	幸橋法律事務所代表
取 締 役	皆 川 則 雄	
取 締 役	佐 古 麻 衣 子	
常 勤 監 査 役	矢 田 真 一	
監 査 役	清 水 敏 生	
監 査 役	望 月 英 仁	望月公認会計士事務所所長、望月税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役鈴木信一氏、取締役皆川則雄氏及び取締役佐古麻衣子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役清水敏生氏及び監査役望月英仁氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役矢田真一氏は、これまでの社外取締役としての経験や、大手金融機関での職務により培われた専門的知識を有しております。  
監査役清水敏生氏は、経営管理分野での幅広い知見を有し、また監査役としての豊富な知識と経験を有しております。  
監査役望月英仁氏は、公認会計士・税理士として企業経営に精通しており、会計、税務に関する相当程度の知見を有し、また監査役としての豊富な知識と経験を有しております。
4. 当社は取締役鈴木信一氏、取締役皆川則雄氏、取締役佐古麻衣子氏、監査役清水敏生氏及び監査役望月英仁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある障害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、補填する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容で更新を予定しております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役個人別の報酬等については、株主総会において決議された金額の範囲内で取締役会に委任された代表取締役社長が各個別面談の上、経済情勢、当社の業績、各々の経営能力、貢献度、支給実績等を総合的に考慮して当社役員に求められる役割と職責に相応しい報酬額を決定し、取締役会において報告する。取締役会は報酬額の妥当性、公平性、透明性を重視して吟味、審査を行い報酬額の決定に関する監督を実施する。報酬等を与える時期又は条件については、取締役会で決議するものとする。

また、取締役の報酬等は月額固定報酬であり、賞与、業績連動型報酬、退職慰労金等の報酬制度は採用しない。

なお、当社の監査役の個人別の報酬等については、株主総会において決議された金額の範囲内で監査役会において決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (3)	129百万円 (7百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2)	17百万円 (4百万円)
合 計 (うち社外役員)	11名 (5)	146百万円 (12百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、2018年9月26日開催の定時株主総会において年額240百万円以内（うち、社外取締役分は40百万円以内）と決議されております（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は2名）です。  
 3. 監査役の報酬限度額は、2018年9月26日開催の定時株主総会において年額40百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

④ 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・取締役鈴木信一氏は、幸橋法律事務所の代表を兼務しております。なお、当社と幸橋法律事務所との間に取引関係はありません。
- ・監査役望月英仁氏は、望月公認会計士事務所、望月税理士事務所の所長を兼務しております。なお、当社と望月公認会計士事務所、望月税理士事務所との間に取引関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

	氏名	活動状況
取締役	鈴木 信一	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、議案の審議及び事業運営に関して発言を行っております。社外取締役として期待される役割に関して、弁護士としての専門的な見地及び他社監査役経験から、リスクマネジメントやグループガバナンスの強化について発言を行い、取締役会の実務性向上に貢献しています。また独立した立場から取締役の職務執行を監督し、取締役会の意思決定の妥当性確保に寄与しております。
取締役	皆川 則雄	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、議案の審議及び事業運営に関して発言を行っております。社外取締役として期待される役割に関して、当社監査役及び他社取締役経験、並びに財務・経理分野の高い知見を有していることから、新規事業に関し助言・提言を行うなど事業の適正性向上に貢献しております。また独立した立場から取締役の職務執行を監督し、取締役会の意思決定の妥当性確保に寄与しております。
取締役	佐古 麻衣子	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、議案の審議及び事業運営に関して発言を行っております。社外取締役として期待される役割に関して、弁護士としての専門的知識・幅広い見識から、コンプライアンス体制の整備などについて提言を行い、取締役会の議論の活性化に貢献しております。また独立した立場から取締役の職務執行を監督し、取締役会の意思決定の妥当性確保に寄与しております。
監査役	清水 敏生	当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会14回に全て出席し、企業経営者としての豊かな経験と深い見識に基づいて幅広い見地から監査を行い、取締役会及び監査役会を含め、適切な機会に必要な応じて発言を行っております。
監査役	望月 英仁	当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会14回に全て出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地からはもとより、深い見識に基づいて高度な視野で監査を行い、取締役会及び監査役会を含め、適切な機会に必要な応じて発言を行っております。

##### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 4 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 当社の連結子会社で会計監査人と監査契約などを締結している会社はありません。  
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関連部署及び会計監査人からの必要資料の入手や報告の徴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠の妥当性を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人東陽監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に付議いたします。

## 5 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は会社法等の法令で求められる業務の適正性を確保するための体制を整備するための「基本方針」を2006年5月15日開催の取締役会において決議しております。会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）の施行により「基本方針」を2015年5月7日開催の取締役会にて以下のとおり改定いたしました。当社グループの定める内部統制に関する「基本方針」の概要及びその運用状況の概要は以下のとおりです。

#### I. 内部統制に関する当社グループの取り組み

当社グループは、本基本方針に従い、会社法及び会社法施行規則が定めるところの株式会社の業務の適正を確保するための体制、金融商品取引法が定めるところの財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制、その他企業価値の維持向上を図るための体制（以下、総称して「内部統制システム」という）を整備する。

当社グループは、代表取締役社長を中心として、取締役及び使用人（以下「役職員」という）全員で内部統制を推進していくとともに、内部統制委員会を設置し、内部統制システムが有効に機能するように努める。

#### II. 内部統制システムの整備に関する基本方針

(i) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令・定款及び社会規範（以下「法令等」という）を遵守した行動の基準とするため、関係部署の管理のもとで規則・規程等の整備・運用を図る。
- ② 法令等遵守に係る事項につき、関連規則・規程等の浸透を図り、役職員の啓蒙に努める。

- ③ 法令等に照らし疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、ヘルプラインを設置・運営し、法令違反等の不正行為を早期に発見するとともに、通報した使用人が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないようにする。
  - ④ 当社グループは、企業の社会的責任を十分認識し、反社会的な勢力に対しては、組織として毅然とした態度で臨み、不当要求を拒絶し、それらの勢力との取引や資金提供などの一切の関係を遮断する。
- (ii) 職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 取締役は、各々の業務執行又は意思決定における判断基準・判断理由を明確にするため、その職務執行に係る情報を記録する。当社グループは、法令等及び関連諸規則に従い、所定の部署がこれを適切に保管し、取締役及び監査役の迅速な職務遂行のために常時閲覧可能な体制を整える。
  - ② 使用人の職務遂行に係る情報についても、法令等及び関連規則等に従い、取締役の職務執行に係る情報と同様に取り扱うものとする。
  - ③ 当社グループは、情報漏洩防止のため、社内情報の取扱い並びに文書及び電磁的記録の保管方法を定め、セキュリティを万全なものとする。
  - ④ 情報管理責任者及び関係部署は、連携して適時適切な情報開示に努める。
- (iii) 損失の危険を管理する規程その他の体制
- ① 内部統制委員会は、リスクに関する規程に従い、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
  - ② 役職員は、有形無形を問わず、当社グループの資産の取得・使用・処分の各段階におけるフローを確立し、資産の保全に努める。
- (iv) 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は、業務執行取締役の管掌責任の明確化を図るため、各業務執行取締役の管掌業務を定める。
  - ② 業務執行取締役は、代表取締役社長諮問機関である経営会議を定期的で開催し、事業活動の統合調整と業務執行の意思統一を図る。
  - ③ 当社グループは、役職員の職務の執行の効率化を図るため、職務権限及び意思決定ルールを策定し、各部署の業務分掌を明確にする。
- (v) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社管理規程など関連規則等を制定し、グループ全体の状況を常時把握する部署を当社内に設置して財産の状況及びその他の重要事項を取締役に報告するなど、子会社管理制度の確立を図る。



- ② 当社グループは、業務フロー、会計システム等を含め、連携して制度の統一化を図る。
  - ③ 当社グループの各監査役間の連携を図り、必要に応じて情報交換・意見交換を行う。
  - ④ 内部監査室は、当社グループの業務の執行状況について、定期的に監査を行う。
- (vi) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- ① 代表取締役は監査役会からの職務を補助すべき使用人設置の要求に対しては、監査役会と監査の実効性の確保の観点から協議の上、使用人を配置する。
  - ② 監査役を補助すべき使用人は専任とし、監査役の指揮命令のもと職務を遂行する。
  - ③ 監査役を補助すべき使用人の任命・人事異動・人事考課等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- (vii) 当社グループの役職員が当社監査役会又は当社監査役への報告に関する体制
- ① 当社グループの役職員は、当社若しくは当社連結子会社に著しい損害を与える事実又はその恐れが発生、法令違反等の不正行為、その他これらに準ずる事実又はその恐れが発生について、当社監査役に遅滞なく報告をする。また、当社グループの役職員からかかる報告を受けた者は、当該報告を受けた内容を当社監査役に遅滞なく報告をする。
  - ② 監査役は、当社グループの役職員に対し、必要に応じた業務執行内容の報告、説明又は資料提出等を求めることができる。
  - ③ 内部監査室は、当社監査役に内部監査の結果を報告する。
  - ④ 監査役への報告をした役職員が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないようにする。
- (viii) 監査役の職務の執行について生じる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行について生じる合理的な費用の前払又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (ix) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、定期的で開催される代表取締役社長との意見交換会、当社グループが保有する設備の見学等により、当社グループの最新情報を取得することができる。
  - ② 監査役は、当社グループの最新の状況を把握するために、定期的に社内会議に出席し、また必要に応じて当社グループの役職員に意見交換及び情報提供を求めることができる。

- ③ 監査役は、その職務の遂行に必要な場合に、弁護士・公認会計士・税理士等の外部専門家から意見を求めることができる。

(x) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社グループは、有識者と連携の上、関係諸法令、関連諸規程及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、会社の財政状態及び経営成績に関し真実の報告を行う。
- ② 当社グループは、金融庁策定『財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準』等に基づき、財務報告の信頼性を確保するために必要な事項を実施する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、2015年5月7日付当社取締役会において決議した「内部統制基本方針」に基づき、関連諸規程の整備を実施しております。

また、「内部統制基本方針」に規定されている内部統制委員会は代表取締役社長を委員長として当事業年度において2回開催され、事業年度末には常勤監査役が出席の上、内部統制システムが有効に機能していることの確認を行っております。

## (2) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## (3) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しております。当事業年度は、1株につき8円の配当を実施することといたしました。次期以降につきましては、事業年度毎の利益の状況、また、現在建設中若しくは計画中の新たな木質バイオマス発電所への設備投資等を考慮しつつ安定した配当を継続できるよう努力し、株主の皆様への利益還元に努めてまいります。

なお、内部留保資金につきましては、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用していきたいと考えております。

また、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

## 連結計算書類

### 連結貸借対照表 (2021年6月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>I. 流動資産</b>	<b>8,081</b>	<b>I. 流動負債</b>	<b>5,344</b>
現金及び預金	5,272	支払手形及び買掛金	1,000
受取手形及び売掛金	1,270	短期借入金	200
貯蔵品	874	一年内返済予定長期借入金	1,938
未収消費税	31	未払金	1,145
繰延消費税	508	一年内支払予定長期未払金	70
その他	123	リース債務	58
<b>II. 固定資産</b>	<b>37,521</b>	未払法人税等	308
<b>1. 有形固定資産</b>	<b>37,015</b>	賞与引当金	44
建物及び構築物	7,257	メンテナンス費用引当金	403
機械装置及び運搬具	14,760	その他	175
工具、器具及び備品	79	<b>II. 固定負債</b>	<b>23,334</b>
土地	3,229	長期借入金	23,194
リース資産	77	長期未払金	0
立木	770	リース債務	32
建設仮勘定	10,839	繰延税金負債	107
<b>2. 無形固定資産</b>	<b>338</b>	<b>負債合計</b>	<b>28,678</b>
電気供給施設利用権	329	<b>純資産の部</b>	
その他	8	<b>I. 株主資本</b>	<b>16,924</b>
<b>3. 投資その他の資産</b>	<b>168</b>	資本金	2,292
繰延税金資産	88	資本剰余金	1,292
その他	80	利益剰余金	13,339
		<b>純資産合計</b>	<b>16,924</b>
<b>資産合計</b>	<b>45,603</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>45,603</b>

# 連結損益計算書 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		13,144
売上原価		9,757
売上総利益		3,387
販売費及び一般管理費		802
営業利益		2,584
営業外収益		
受取利息	0	
作業くず売却益	2	
補助金収入	9	
助成金収入	4	
還付加算金	3	
その他	5	25
営業外費用		
支払利息	150	
支払手数料	35	
株式交付費	0	
固定資産除却損	4	
その他	21	212
経常利益		2,397
特別利益		
新株予約権戻入益	8	8
税金等調整前当期純利益		2,406
法人税、住民税及び事業税	527	
法人税等調整額	205	733
当期純利益		1,673
親会社株主に帰属する当期純利益		1,673

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,292	1,292	11,840	—	15,425
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					—
剰余金の配当			△173		△173
親会社株主に帰属する当期純利益			1,673		1,673
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の消却			△1	1	—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	—	1,498	—	1,498
当期末残高	2,292	1,292	13,339	—	16,924

(単位：百万円)

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当期首残高	8	15,434
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		—
剰余金の配当		△173
親会社株主に帰属する当期純利益		1,673
自己株式の取得		△1
自己株式の消却		—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△8	△8
当期変動額合計	△8	1,490
当期末残高	—	16,924

## 計算書類

### 貸借対照表 (2021年6月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>I. 流動資産</b>	<b>14,521</b>	<b>I. 流動負債</b>	<b>8,668</b>
現金及び預金	2,022	買掛金	238
売掛金	11,164	短期借入金	200
前払費用	35	一年内返済予定長期借入金	522
関係会社短期貸付金	300	未払金	929
未収入金	549	一年内支払予定長期未払金	70
繰延消費税	413	リース債務	58
その他	36	前受金	6,450
<b>II. 固定資産</b>	<b>6,291</b>	未払費用	5
<b>1. 有形固定資産</b>	<b>264</b>	未払法人税等	163
建物	55	預り金	5
機械及び装置	44	賞与引当金	16
工具、器具及び備品	30	メンテナンス費用引当金	6
リース資産	77	その他	2
車両運搬具	0	<b>II. 固定負債</b>	<b>1,937</b>
土地	56	長期借入金	905
<b>2. 無形固定資産</b>	<b>7</b>	関係会社長期借入金	1,000
ソフトウェア	4	長期未払金	0
その他	2	リース債務	32
<b>3. 投資その他の資産</b>	<b>6,019</b>	<b>負債合計</b>	<b>10,606</b>
関係会社株式	2,161	<b>純 資 産 の 部</b>	
関係会社長期貸付金	3,730	<b>I. 株主資本</b>	<b>10,206</b>
繰延税金資産	56	<b>1. 資本金</b>	<b>2,292</b>
その他	72	<b>2. 資本剰余金</b>	<b>1,292</b>
		資本準備金	1,292
		<b>3. 利益剰余金</b>	<b>6,620</b>
		その他利益剰余金	6,620
		繰越利益剰余金	6,620
		<b>純資産合計</b>	<b>10,206</b>
<b>資産合計</b>	<b>20,812</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>20,812</b>

## 損益計算書 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		8,370
売上原価		8,022
売上総利益		347
販売費及び一般管理費		253
営業利益		94
営業外収益		
受取利息	9	
受取配当金	1,184	
その他	3	1,197
営業外費用		
支払利息	25	
その他	19	45
経常利益		1,246
特別利益		
新株予約権戻入益	8	8
税引前当期純利益		1,255
法人税、住民税及び事業税	△104	
法人税等調整額	123	18
当期純利益		1,236

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 株主資本等変動計算書 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計		
		資本準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰余金				
<b>当期首残高</b>	2,292	1,292	5,559	—	9,144	8	9,153
<b>当期変動額</b>							
新株の発行 (新株予約権の行使)							
剰余金の配当			△173		△173		△173
当期純利益			1,236		1,236		1,236
自己株式の取得				△1	△1		△1
自己株式の消却			△1	1	—		—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)					—	△8	△8
<b>当期変動額合計</b>	—	—	1,061	—	1,061	△8	1,052
<b>当期末残高</b>	2,292	1,292	6,620	—	10,206	—	10,206



## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年8月12日

株式会社エフオン  
取締役会 御中東陽監査法人  
東京事務所指定社員 公認会計士 桐 山 武 志 ㊞  
業務執行社員指定社員 公認会計士 後 藤 秀 洋 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エフオンの2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エフオン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年8月12日

株式会社エフオン  
取締役会 御中東陽監査法人  
東京事務所指定社員 公認会計士 桐 山 武 志 ㊟  
業務執行社員指定社員 公認会計士 後 藤 秀 洋 ㊟  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エフオンの2020年7月1日から2021年6月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づいて審議した結果を以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画、職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、子会社の本店や発電所等業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づいて整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月12日

株式会社工フオン 監査役会

常 勤 監 査 役 矢 田 真 一 ㊟  
社 外 監 査 役 清 水 敏 生 ㊟  
社 外 監 査 役 望 月 英 仁 ㊟

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page below the header.

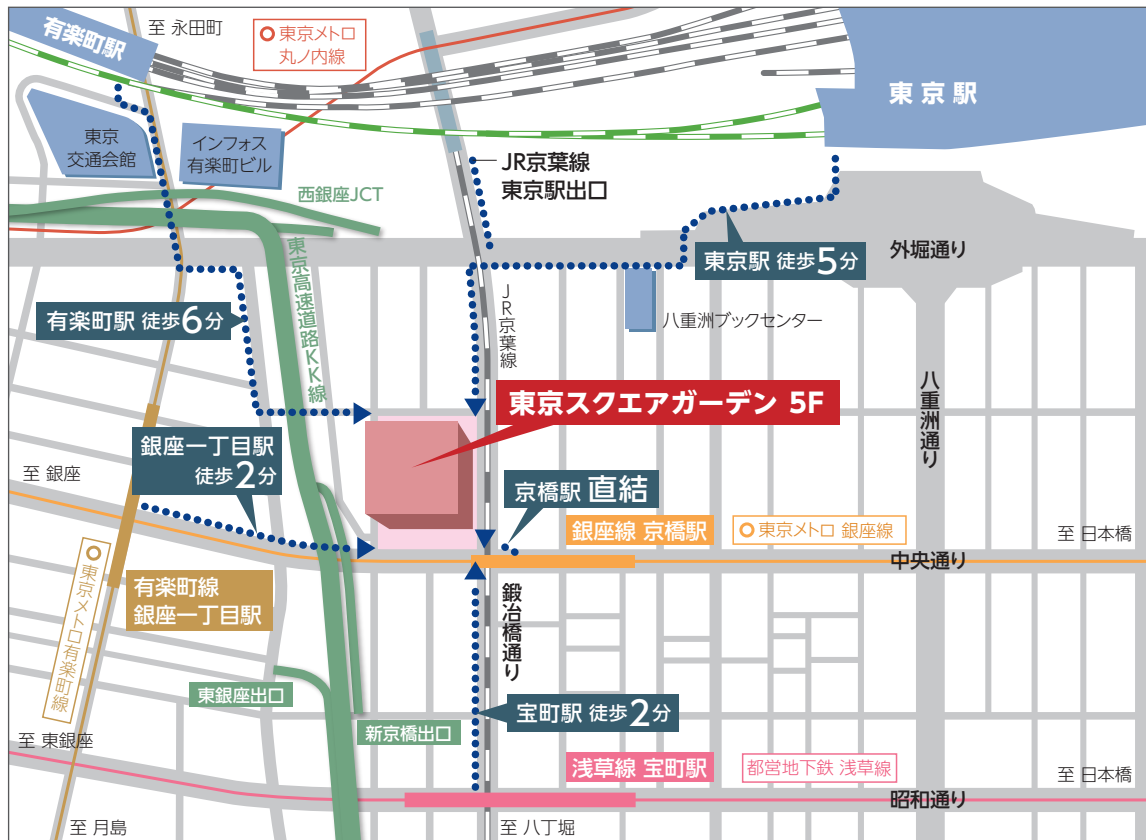


# 株主総会会場ご案内図

**会場** 東京都中央区京橋三丁目1番1号  
東京コンベンションホール  
**(東京スクエアガーデン 5階)**

**TEL** 03-5542-1995

- ▶ 「東京駅」 徒歩 5分
- ▶ 「銀座一丁目駅」 徒歩 2分
- ▶ 「京橋駅」 直結
- ▶ 「有楽町駅」 徒歩 6分
- ▶ 「宝町駅」 徒歩 2分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。